



◆「日本成年後見法学会第14回学術大会」レポート③

②報告者が経験した徘徊対応の事例

[本人]高次脳機能障害で脳血管性認知症の状態入院。遠方に住む親族(姉)とは疎遠。

[対応経過]

1) 後見申立への関わりを姉は拒否→そのため職権申立て。

2) 退院後の居所探し; 情報収集し、施設へ出向き管理者と面談の後、本人と共に施設見学→本人入居を納得(手順は意思決定支援)

3) 入所契約; 本人同席にて契約

4) 無断外出; 入所3年経過後から、度々タクシーで外出(徘徊)し30分で戻る行動(本人にとって意味のある外出と理解、本人の意思を尊重して暗黙の了解/書記官には緊急報告)。さらに、深夜に無断外出し数時間行方不明になり、午前4時頃、タクシー運転手の機転で姉宅へ(町で1軒だけの姓名だったので)、その姉からの一報を契機に姉とも連携できるようになる。

5) 医療保護入院; 施設ではセンサー増設と見守り強化するが徘徊対応困難。後見人に行動の自由を制限する権限なく、あるのは本人の意思の尊重と身上配慮義務。そこで、初めは医療保護入院の同意(法第33条)を躊躇。

しかし、関係者の考えが保護する時期であると一致したことで、医療保護入院に同意。この間、行政の積極的関与や後見人の存在が家族の精神的負担感を軽く、遠方の姉も入院時の保証人を快諾に至る。

6) 精神科病院を退院して系列施設へ入居・再入院→現在、本人が地域社会で暮らすために適した施設や支援方法を医師・相談員・後見人で模索中。

※報告者は、本件では家裁への事務報告による情報の共有と密な協議により、後見監督する家裁からの支援を実感とのこと。また、基本理念と本人保護との調和の観点から、過剰な干渉は控え、家裁を含めた関係機関と連携(情報共有と協議)して徘徊対応し、関係機関へ相談・検討・手配が身上監護事務の限界とする。

③身上配慮義務の明確化に向けた後見人の責務について

報告者は、本人が頻繁にタクシーで無断外出(徘徊)をして、消極的他害行為(徘徊中に本人も被害者となる過失事故)も予期しうる「ヒヤリハット」が複数回繰り返された事実を関係者と共有し衆知を集めたとのこと。その過程で、本人のために「連携することが望ましい親族かそうでないか」、職務遂行を通じて見極めることも大切と指摘。

そして、報告者は「本人の意思の尊重と身上配慮義務」(民法858条)を尽くして本人を支援しなければならず、そのためには本人を取り巻く関係者及び真摯な親族と情報を共有し連携しなければと強調し、広範な裁量権を有する後見人はその要でなければならないと提案。

④最後に、報告者は次の提言を示す。

家裁は報告書により情報を知るもの。そこで、本人の変化に応じて対応するため、身上監護中に報告が必要であること。

また、変化が生じる本人の心身・生活状況を常に家裁と共有し、密に協議する必要あり。極めて難しい場合は、家裁の指示により家裁調査官等の援助を求めることも必要とする。

その体制整備のため、身上監護事務報告書につき、対応した日時・内容・関係者等を記載項目とした定型書式化して効率的な情報共有をすることが必要だと。(理事 高橋進)



◆ヒルフェの更新研修につきまして

ヒルフェでは、会員の知識・素養の維持・向上のために、毎年10単位(20時間)更新研修を実施しており、後見人候補者名簿登載の要件として、年間5単位(10時間)以上の受講を必須としています。

本年度も第1回の更新研修が終了いたしました。第1回は内閣府成年後見制度利用促進担当室参事官を講師にお迎えして、「成年後見制度利用促進基本計画」についてお話しいただきました。「成年後見制度利用促進委員会」における意見や議論、検討事項といった普段は聞けないようなお話も盛り込まれ、閣議決定に至るまでの流れや、計画のポイント等大変貴重な講義でした。

第2回の更新研修は、後見人の実務と地域連携について、実務経験者の事例も交えて講演され、常住理事長(会長)も講師として登壇される予定です。なお、第3回の更新研修は、11月2日(木)に「民事信託と倫理」をテーマに、市民法務部と共催予定ですので、ヒルフェ会員以外の方もご参加いただけます。ご興味のある方は是非ご参加ください。